

# 公認アーティスティックスイミングテクニカルコントローラー規程

## 公益財団法人 日本水泳連盟

# 公認アーティスティックスイミングテクニカルコントローラー規程

### 第1条 (目的)

この規程は公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟団体が主催又は主管する公式アーティスティックスイミング競技会において、テクニカルコントローラー（以下「TC」という。）の公正をはかり、あわせてTC技術及びTCの資質の向上を図ることを目的とする。

### 第2条 (公認TCの条件)

#### 1 公認TCの条件

- 1) 本連盟の公認競技役員として、資格登録をしていなければならない。
- 2) 本連盟が主催する研修会に参加する。

本連盟が主催する研修会は年1回以上実施される。

### 第3条 (競技会のTCの構成)

- 1 国内競技会は、公認TCで構成する。

### 第4条 (公認TCの資格審査)

- 1 検定試験受験時に満18歳以上である者は受験できる。
- 2 本連盟が主催し、又は加盟団体が主催し本連盟が公認した講習会に参加し、検定試験に合格した者は、公認TCの資格が認められる。

（なお、加盟団体主催及び本連盟が公認した講習会及び検定試験については、別に定める）

### 第5条 (公認TCの認定)

公認TCは、全て資格審査会で審査・推薦し、本連盟が公認する。

### 第6条 (登録)

- 1 本連盟が公認した者は、公認TCとして登録することができる。
- 2 資格認定の通知を受けた者は、本連盟指定の登録申請用紙に必要な事項を記入し、登録料を添え加盟団体へ提出する。
- 3 登録料は別に定める。

- 4 登録者には公認 TC 資格証及び公認 TC 手帳を交付する。
- 5 資格認定された者が、指定された期日までに登録の手続きをしなかった場合は、自動的にその資格は取り消される。
- 6 登録の有効期間は 4 年間とする。
- 7 登録後、申請書内容に変更（転居・改姓等）が生じた場合は速やかに加盟団体及び本連盟アーティスティックスイミング委員会 TC 部へ書面で連絡する。

#### 第 7 条（更新の手続き）

- 1 公認 TC は、指定された期日までに、本連盟指定の更新申請用紙に必要事項を記入し、更新料を添えて加盟団体へ提出する。
- 2 更新料は、別に定める。
- 3 原則として、登録の有効期間内に 2 回以上の研修会参加及び 4 回以上の TC 実績のない公認 TC は更新を認められない。なお、特別な理由により指定された研修会参加あるいは TC 実績の回数が不足する場合、登録更新の申請ができる。
- 4 公認 TC が、更新手続きをしなかった場合は、失効する。

#### 第 8 条（資格の取消し）

公認 TC の名誉を傷つける行為があった場合は、本連盟理事会の承認を得て、その資格を取り消す。

#### 第 9 条（付則）

この規程実施のための細則は別に定める。

#### 第 10 条（施行）

本規程は、2024 年 4 月 1 日より実施施行する。